



～健全で安定的な分収林経営をとおして、やまがた森林ノミクスの加速化とSDGsの達成に貢献します～

分収林契約の適切な継承について

- ・推進機構の分収林契約は、契約期間が長期にわたるため、契約期間中に相続、売買、贈与などで土地所有者が変わることが想定されます。
- ・土地所有者の変更による分収林契約の手続きが適切に行われていなかった場合には、**大切な分収金のお支払い手続き**に支障をきたすことや、計画的な間伐などの**森林整備事業**が実施できない場合があります。
- ・このようなことから、分収林契約の適切な継承のため、手続きをお願いします。

当機構にご連絡ください

- 相続や贈与などにより**土地所有者の変更**があった場合
- 契約地を**売買や担保**に入れる場合(あらかじめ必要な書類を機構に提出し、承認を受ける必要があります。承認にあたっては「分収林契約」の継承が条件です。)
- **契約代理人**の変更が生じた場合
- **住所や電話番号**などに変更があった場合
 - * 必要な事務手続きについて、ご説明や作成のお手伝いを致します。
 - * 契約関係書類等で不明瞭なことがありましたら、当機構へご相談下さい。
 - * 他の土地所有者の方への周知も併せてお願いします。



以上沢造林地(真室川)

手続きに必要な公的書類

- 土地所有者の変更契約(所有権移転)には、**登記後の内容を示す書類(登記簿謄本等)**と新たな土地所有者の方の**印鑑証明書**が必要になります。
- 登記が未完了の場合は、相続人の方等の**印鑑証明書**が必要になります。

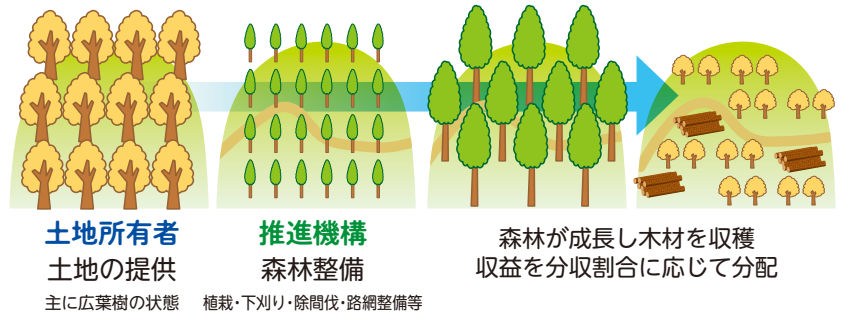


古口造林地(戸沢村)

相続登記義務化について

- 令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。
- 相続人は、不動産(土地・建物)を**相続で取得したことを知った日から3年以内に**、相続登記をすることが法律上の義務になります。
- 正当な理由がないのに相続登記をしない場合、**10万円以下の過料が課せられる可能性**があります。
- 令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります。
(詳しくは、法務省ホームページをご覧になるか、最寄りの法務局や専門家(司法書士・土地家屋調査士)にご相談下さい)

○戦後の高度経済成長による急激な木材需要を担うため、国は昭和33年に「分収造林特別措置法」を制定し、国産材資源を造成するために**拡大造林政策※1**を全国的に推進しました。昭和42年4月には山形県の100%出資により、やまがた森林と緑の推進機構(旧林業公社)が設立され、**分収造林方式※2**による森林造成を行いました。



※1 拡大造林政策: 広葉樹林を伐採しパルプ原料等として活用し、跡地に建築用材等としての需要が見込まれる針葉樹(スギやヒノキ)を植林すること。

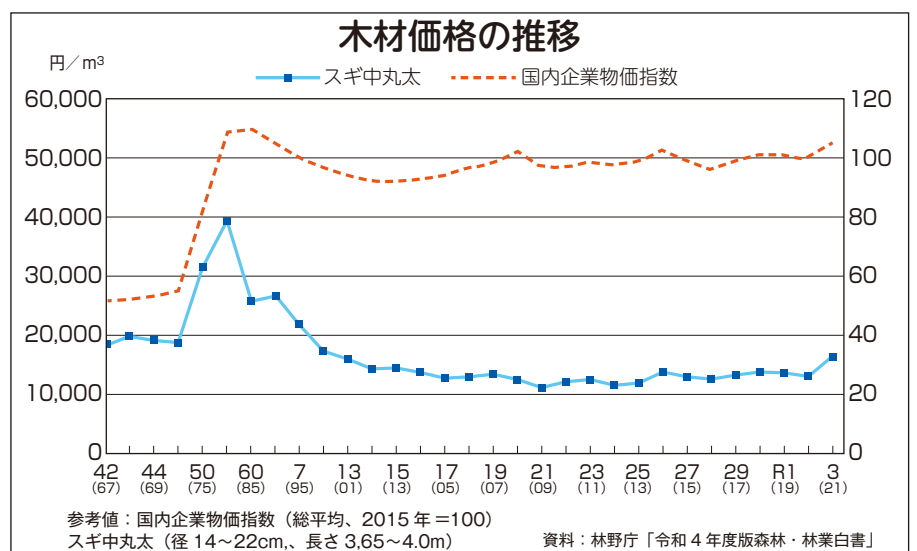
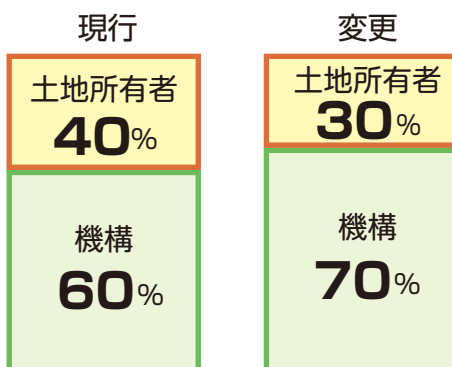
※2 分収造林方式: 森林所有者が自ら植栽できない奥地等について、土地所有者は土地を提供し、推進機構が森林整備を行い、森林が成長し木材を収穫した際の収益を分収金として土地所有者と推進機構が分け合うこと。

○推進機構は、植栽から下刈り、除間伐、作業道整備などの森林整備に努め、木材資源の培養を図るとともに、水源のかん養や県土の保全など、森林の公益的機能の維持増進や山村地域の雇用の創出などに大きく貢献してきました。

○**森林整備の費用は補助金と「日本政策金融公庫」や「県」からの借入金で賄い、借入金の返済は推進機構の分収金で返済する計画でしたが、契約当時より木材価格は大幅に下落していることや労務賃金の高騰など経済情勢が大きく変化したため、推進機構の分収金で返済することが困難な状況**となり、人件費の削減や組織の簡素化、低利率資金の借換え、施業基準の見直しなどの経営改善に取り組んでまいりました。また、土地所有者の皆様のご理解を得ながら、契約期間の延長(90年間)や、分収割合の変更を進めてまいりましたが、今後、さらに**現在の分収割合変更契約や契約期間延長契約を強力に進める必要があります。**

分収割合変更や契約期間延長(長伐期非皆伐施業)について ご理解をお願いいたします

分収割合変更のお願い



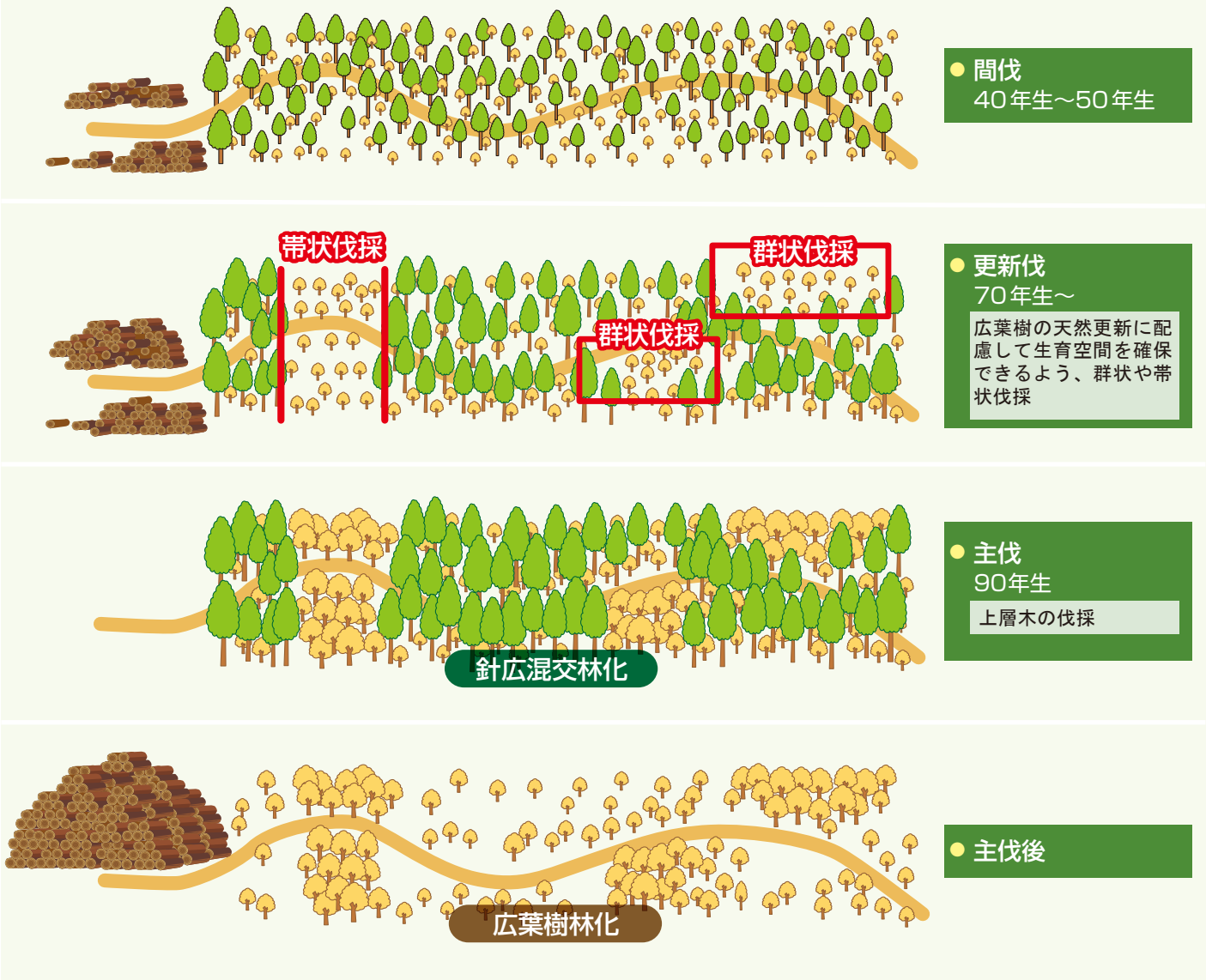
長伐期非皆伐施業について

やまがた森林と緑の推進機構

長伐期非皆伐施業による木材生産量の増大と公益的機能の持続的発揮

1. 主伐までの期間を90年間とし、契約期間の長期化により総収穫材積の増大を図ります。
 2. 間伐・更新伐を行うことで、林内に高木性の広葉樹が生育できる環境を整え、主伐までに上層スギ・下層広葉樹の針広混交林に誘導し、森林の有する公益的機能の持続的発揮を図ります。
- 間伐施業は、下層木の刈払いを最小限にとどめ、高木性の広葉樹の生育を促進します。
 - 更新伐施業は、広葉樹の天然更新に配慮して生育空間を確保できるよう、樹高の2倍程度の幅の群状や帯状の伐採を行います(針広混交林化)。
 - 主伐後には、森林の有する公益的機能の急激な低下を回避するため、**広葉樹林化**(高木性の広葉樹が更新している状態)を目指します。

長伐期非皆伐施業のイメージ (針広混交林化・広葉樹林化)



令和4年度の分収林事業の実績について

1. 森林整備事業

- ・令和4年度は国庫補助事業を最大限活用し、21の分収林地において、搬出間伐 190.32ha を主体に 197.05ha の整備と森林作業道 17,864m の開設を行いました。
- ・生産した 11,545 m³ の丸太は、県内の集成材工場やバイオマス発電所等に販売し、県産木材の安定供給・雇用の場の創出などによる「やまがた森林ノミクス」の加速化に貢献しました。



【森林整備事業実績】

区分	事業種	数量	単位
森林施業	保育間伐	6.73	ha
	搬出間伐	190.32	ha
	計	197.05	ha
森林作業道整備	開設	17,864	m
	補修	1,500	m
	計	19,364	m

【販売事業実績】

区分	数量	単位
素材販売	7,430	m ³
バイオマス等	4,115	m ³
計	11,545	m ³

2. 分収割合変更・契約期間延長契約（長伐期非皆伐施業）

- ・土地所有者の皆様のご理解により、令和4年度末の分収割合変更の進捗率は53%、契約期間延長は84%となりました。当機構では、今後とも引き続き経営改善に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します（P 2・3 参照）。

(1) 分収割合変更実績(土地所有者4:機構6 ⇒ 土地所有者3:機構7)

単位:ha

対象面積	実績							進捗率
	H25~H29	H30	R1	R2	R3	R4	計	
15,231	2,810	1,293	948	1,216	905	900	8,072	53%

※平成25年度から取組み

(2) 契約期間延長実績(～70年間 ⇒ 90年間)

単位:ha

対象面積	実績							進捗率
	H15~H29	H30	R1	R2	R3	R4	計	
15,608	12,446	29	126	190	78	270	13,139	84%

※平成15年度から取組み

発行：公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構

住所：〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番

電話：023-666-6348(林業部) FAX:023-688-6634

ホームページ：https://www.ymidori.or.jp

メールアドレス：y-ringyo@atlas.plala.or.jp

